

農地情報公開システム・フェーズ2の利用に向けた手引き

平成 28 年2月
全国農業会議所
農地・組織対策部

農地情報公開システム・フェーズ2の利用開始に向け、関連する資料とフェーズ2システム利用開始までの流れにつきまして、下記のようにご説明いたします。

1. 関連資料

表1 関連資料

項番	資料名称	資料の用途	各農業委員会等の実施事項
1	農地情報公開システム・フェーズ2の機能仕様等について(農地情報公開システム整備事業フェーズ2の概要) (平成 28 年 2 月 15 日付、27 会議所発第 1048 号)	フェーズ2システムと移行の全体の理解	・利用中の台帳システムとの機能比較 ・移行スケジュール検討
2	農地情報公開システム・フェーズ2の利用に向けた手引き等の送付について(平成 28 年 2 月 15 日付、27 会議所発第 1049 号)	フェーズ2システム利用開始に向けた公文書	方針の確認
3	3-1)農地情報公開システムフェーズ2の利用に向けた手引き(本資料)	フェーズ2システムの利用開始に向けて参照する資料と用途の確認	・実施する作業の流れの確認

項番	資料名称	資料の用途	各農業委員会等の実施事項
	3-2) 外字について ※1	フェーズ2システムにおける外字の利用方法とフェーズ2システムへの外字ファイル提供方法の確認	・外字提供の目的理解
4	フェーズ2システム利用規約、LGWAN-ASPサービスについて	システム利用規約の確認及び必要に応じ関連部署との調整	・関係者、関係部局との調整開始 ・LGWAN 環境の調査
5	データ収集・移行ガイドライン	移行データの出力、変換、提出、整備、システム利用開始までの詳細手順の確認	・移行計画の作成
6	フェーズ2移行用 CSV ファイルレイアウト	フェーズ2移行用 CSV ファイルのファイルレイアウト確認	・自ら変換前全項目 CSV ファイル出力、変換実施可否の確認 ・現行台帳システムの農地台帳情報とフェーズ2システムへ移行後の農地台帳情報を比較し、過不足有無の確認 ・格納システムに提供され、農地中間管理機構が閲覧可能となるデータの確認
7	農地台帳移行支援サービス説明書	フェーズ2システム設計・開発等事業者が提供する移行支援サービスの理解、検討	・フェーズ2システム設計・開発等事業者が提供する支援サービス内容の確認及びフェーズ2システム設計・開発等事業者に依頼するかを決定 ※2
8	Q&A 集	フェーズ2システムに関する質問と回答の確認	・不明点、関連資料の疑問点の事前確認

※1 フェーズ2システムにおける外字の利用方法とフェーズ2システムへの外字ファイル提供方法については、本資料の別紙を参照のこと。

※2 各台帳システム業者から農地台帳移行支援サービスの提供を受ける場合、都道府県農業会議に相談、協議の上、各台帳システム業者と調整し支援を受ける内容を決定すること。

2. システム利用に向けた流れ

表2 システム利用開始までの流れ

項番	作業	作業内容
1	移行時期、移行手順の調整と決定	<p>都道府県農業会議がフェーズ2移行スケジュール案を元に農業委員会等と移行時期、移行範囲の調整を行う。その後フェーズ2システム設計・開発等事業者と各農業委員会等が個別協議を行い、移行時期、移行手順を決定する。また、各農業委員会等が農地台帳移行作業の支援を受けたい場合、フェーズ2システム設計・開発等事業者が提供する支援サービスと台帳システム業者が提供する支援サービスのどちらの支援サービスを受けるか選択可能である。</p> <p>作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(3) 移行時期、移行手順の調整と決定を参照のこと。</p>
2	2-1)フェーズ2システム利用申請書の提出	<p>フェーズ2システム利用規約を確認し、フェーズ2システムのシステム管理者アカウント(1名)を申請書に記入し提出する。作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(4)フェーズ2システム利用申請書の提出を参照のこと。</p>
	2-2)一般ユーザアカウントの発行	<p>システム管理者アカウント申請後にシステム管理者のメールアドレスにシステム管理者アカウントと初期パスワードが通知され、システム管理者は各農業委員会等利用システムの利用者を登録する(システム管理者含め原則5名まで)。</p>
3	農地地図データの提出	<p>フェーズ1に参加済みの農業委員会等では原則農地地図データの提出は不要である。作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(6)農地地図情報の提出を参照のこと。</p>
4	農地台帳データの提出及び外字ファイルの提出	<p>農地台帳情報の提出にあたり、台帳システムから変換前全項目 CSV ファイルの出力、変換を行い、データ移行ツールを利用しエラーチェックを行った後にフェーズ2移行用 CSV ファイルの提出を行う。作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(7)変換前全項目 CSV ファイル出力～(9)フェーズ2移行用 CSV ファイル提出を参照のこと。</p> <p>農地台帳情報提出に合わせて外字ファイルもデータ移行ツールを利用し提出する。作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(5)外字ファイル提出を参照のこと。外字については本</p>

項番	作業	作業内容
		手引きに添付した補足説明資料(外字)も参照のこと。
5	データ整備からシステム利用開始	<p>農地地図データ、農地台帳データの提出を行った後に、システムの初期設定、移行したデータの確認と修正、移行しなかった項目の移行等を行いシステムの利用開始準備を行う。</p> <p>データ整備が完了しシステム利用開始する際にデータ整備完了報告を都道府県農業会議に提出する。作業の詳細は「データ収集・移行ガイドライン」2-2(10)データ整備、2-2(11)フェーズ2システム利用開始を参照のこと。</p>

以上